

前橋市官製談合再発防止対策第三者委員会設置条例の制定について（議案
第25号）

行政管理課

1 制定の理由

元副市長による官製談合防止法（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律）並びに公契約関係競売入札妨害及び収賄（刑法罪）に抵触するおそれがある事案に関し、その再発を防止するため、前橋市官製談合再発防止対策第三者委員会を設置する。

2 主な内容

(1) 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告する。

ア 元副市長による官製談合防止法並びに公契約関係競売入札妨害及び収賄に抵触するおそれがある事案の実態把握に関すること。

イ 本市の契約事務における事業者の適正な選定その他事務の適正な執行の検証に関すること。

ウ 本市のコンプライアンスの取組の検証及び再発防止に向けた取組の検討に関すること。

(2) 委員会は委員3人で組織し、委員は弁護士その他法律に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(3) 委員の任期は、所掌事項の結果を市長に報告した日までとする。

(4) 委員長、副委員長及び委員の報酬額は、次のとおりとする。

ア (1)に定める業務に従事した場合 1時間当たり1万円とする。

イ 会議に従事した場合

(ア) 委員長

1日当たり9,600円とする。

(イ) 副委員長及び委員

1日当たり8,700円とする。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 有効期限

報告の日から起算して2か月を経過した日をもってその効力を失う。